高松市新型インフルエンザ等対策実施要綱

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　未発生期の対応（第３条－第５条）
第３章　海外発生期及び国内発生期の対応（第６条－第８条）
第４章　高松市新型インフルエンザ等対策会議（第９条－第１４条）
第５章　雑則（第１５条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型インフルエンザ等の発生時における迅速かつ的確な感染拡大の防止対策等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「新型インフルエンザ等」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「特措法」という。）第２条第１号に規定する新型インフルエンザ等をいう。

第２章　未発生期の対応

（新型インフルエンザ等対策幹事会の設置）

第３条　新型インフルエンザ等の発生前においてはその発生に備えて、健康福祉局長を幹事長とする高松市新型インフルエンザ等対策幹事会（以下「対策幹事会」という。）を置く。

２　対策幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

３　幹事長は、会務を総理し、対策幹事会を代表する。

４　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　対策幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。

６　幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を対策幹事会に出席させ、その意見を聴くことができる。

（対策幹事会の所掌事項）

第４条　対策幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　新型インフルエンザ等の発生に関する情報の収集及び発信に関すること。

（２）　新型インフルエンザ等対策に係る庁内の連絡調整に関すること。

（３）　その他新型インフルエンザ等の感染防止対策に関すること。

２　対策幹事会は、第６条第１項に規定する対策本部が設置された場合においては休止する。

（対策幹事会の庶務）

第５条　対策幹事会の庶務は、健康福祉局健康福祉総務課及び保健所保健予防課において行う。

第３章　海外発生期及び国内発生期の対応

（新型インフルエンザ等対策本部の設置）

第６条　市長は、特措法第１５条第１項の規定により新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合及び特措法第２２条第１項の規定により香川県新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合において、高松市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を速やかに設置するものとする。

２　対策本部は、特措法第３２条第１項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、特措法第３４条に規定する市町村対策本部と位置付けるものとする。

３　対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

４　本部長は、対策本部の会議を招集する。

５　本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の関係者を対策本部に参加させ、意見を求め、又は状況等を聴取することができる。

６　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序でその職務を代理する。

７　対策本部に本部長が必要と認める部を置き、部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

（対策本部の所掌事項）

第７条　対策本部は、特措法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　サーベイランス・情報収集に関すること。

（２）　情報提供・情報共有に関すること。

（３）　予防・まん延防止に関すること。

（４）　医療に関すること。

（５）　市民生活及び市民経済の安定の確保に関すること。

（６）　その他感染防止対策の推進に必要な事項

（対策本部の庶務）

第８条　対策本部の事務局長は健康福祉局長をもって充て、対策本部の庶務は総務局危機管理課並びに健康福祉局健康福祉総務課及び保健所保健予防課において行う。

第４章　高松市新型インフルエンザ等対策会議

（新型インフルエンザ等対策会議の設置）

第９条　市長は、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題等について関係機関又は団体からの意見聴取等を行うため、高松市新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

（組織）

第１０条　対策会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

２　会長は保健所長を、副会長は保健所次長（保健所次長を複数置く場合にあっては、保健所長が指名する保健所次長）をもって充てる。

３　委員は、次に掲げる機関又は団体の役職員のうちから、市長が委嘱する。

（１）　国立大学法人香川大学

（２）　一般社団法人高松市医師会

（３）　公益社団法人高松市歯科医師会

（４）　一般社団法人高松市薬剤師会

（５）　公益社団法人香川県看護協会

（６）　香川県健康福祉部健康福祉総務課

（７）　香川県健康福祉部薬務感染症対策課

（８）　香川県健康福祉部生活衛生課

（９）　香川県環境森林部環境管理課

（10）　香川県環境保健研究センター

（11）　高松市内を管轄する各警察署

（12）　香川県広域水道企業団

（13）　高松赤十字病院

（14）　香川県立中央病院

（15）　高松市立みんなの病院

（16）　高松市消防局消防防災課

（会長及び副会長）

第１１条　会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第１２条　対策会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（医療連絡会の設置）

第１３条　会長は、医療機関等から専門的な意見等を聴取するとともに、医療機関等との情報交換及び連絡等を行うため、対策会議に医療連絡会を設けることができる。

（対策会議の庶務）

第１４条　対策会議の庶務は、健康福祉局保健所保健予防課において行う。

第５章　雑則

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、対策幹事会、対策本部及び対策会議の運営に関し必要な事項は、幹事長、本部長及び会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年１０月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年８月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

高松市新型インフルエンザ等対策幹事会

区分	部局名	職名
幹事長	健康福祉局	健康福祉局長
副幹事長	健康福祉局	保健所長
	市民政策局	政策課長
		コミュニティ推進課長
	総務局	総務課長
		人事課長
		危機管理課長
		広聴広報課長
	財政局	財政課長
	健康福祉局	健康福祉局次長
		健康福祉総務課長
		障がい福祉課長
		長寿福祉課長
		介護保険課長
		地域包括支援センター長
		子育て支援課長
		こども園運営課長
		保健予防課長
		生活衛生課長
		保健医療政策課長
		健康づくり推進課長
	環境局	環境総務課長
	創造都市推進局	産業振興課長
		農林水産課長
		観光交流課都市交流室長
	都市整備局	都市計画課長
	消防局	総務課長
		消防防災課長
	病院局	みんなの病院事務局総務課長
	教育局	総務課長
	教育局 監査委員事務局	保健体育課長
		監査課長
	議会事務局	総務調査課長

別表第２（第６条関係）

高松市新型インフルエンザ等対策本部

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長
	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	健康福祉局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	都市整備局長
	消防局長
	病院局長
	教育局長
	議会事務局長